

# マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

## 被災地への自社製品の提供と交際費 について

平成 28 年 4 月に起きた熊本地震は各地に大きな被害をもたらし、現在も余震への警戒が続いています。被災者の方々には、心よりお見舞い申し上げます。

大規模な自然災害に関する税務上の取扱いについて、国税庁のHPでも、今回の地震を受け、個人及び法人が支払う義援金に関するFAQ等を公表しています。それによると、例えば国等に対する寄附に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。

被災地への支援については、義援金のほか、会社によっては被災者に対して自社製品を提供する場合もあるでしょう。この場合、被災地への支援とはいえ、交際費等あるいは寄附金に該当するのではないかとも思えます。

通常、会社が得意先等の社外の者の慶弔等に際して支出した費用は、税法上の慰安、贈答その他これらに類する行為のために要する費用に該当し、交際費等として取り扱われます。

この点、災害時の自社製品の提供は、災害という緊急性や、被災者を支援するという社会的な責任をもって行う行為であって、特定の者に対する利益供与には該当しません。そのため、被災者のような不特定多数の者に対して自社製品等の救援物資を提供するための費用は、交際費等あるいは寄附金には該当することなく、損金の額に算入することができます。

なお、得意先に対して、被災前の取引関係の維持・回復を目的に災害見舞金を支払った場合であっても、その支出は得意先の救済を通して、自社の損失を回避するためとみることができるため、原則交際費等には含まれず、損金の額に算入されるようです。

## 〜〜 役員の変更登記手続きについて（取締役等の任期を確認しましょう） 〜

会社法が施行されてから、今年の 4 月末でまる 10 年を迎えます。

会社法上、役員（取締役）の任期は、原則 2 年とされていますが、非上場の中小企業（株式譲渡制限会社）は、定款を変更することで 10 年に延長できることになっています。会社の登記内容に変更があった場合には、当然、所轄の法務局に対して、その変更内容を登記する必要があります。役員が退任し、新たに別の役員が就任する場合はもちろん、任期を迎えた役員が再任する場合も変更登記の対象になります。

変更登記の申請は、変更が生じたとき（株主総会等の決議）から 2 週間以内に行います。法務局に「変更登記申請書」や株主総会議事録等を提出し、登録免許税 1 万円（資本金 1 億円超の法人は 3 万円）を納付する流れになります。変更登記を失念してしまうと、100 万円以下の過料が課せられますので注意が必要です。